

○総合研究所リサーチアシスタント取扱細則

(平成24年11月29日)
(規 4 第 96 号)

(趣旨)

第1条 この細則は、東京電機大学総合研究所(以下、「研究所」という。)における研究活動の効果的な推進を図るとともに、研究補助業務を通じて若手研究者としての研究遂行能力の育成を図るため、第3条に定める資格を有する大学院生をリサーチアシスタント(以下「RA」という。)として研究所の研究プロジェクトに参画させるために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 「研究プロジェクト」とは、学校法人東京電機大学負担の伴う文部学省等府省が行う事業を、本学研究所にて推進する大型プロジェクト等の研究活動をいう。

(資格)

第3条 RAは、将来、研究者となる意欲と優れた能力を有し、原則として本大学院博士後期課程に在学している者のうちから採用する。ただし、副手(外来副手を含む。)として採用されている者は除く。

(採用期間)

第4条 採用期間は、4月1日から翌年3月31日までの1カ年以内とし、採用及び採用期間更新の決定は研究所運営委員会の議を経、研究企画推進会議において決定するものとする。

2 採用は年度始めとする。ただし、やむを得ない事情のあるときは、年度途中で採用することがある。

3 採用にあたっては、研究推進社会連携センターの教育要員定員枠を使用する。

(採用の取消)

第5条 RAが性行、勤務態度その他で誠実信義を欠き研究プロジェクトの研究活動に参加させるのに不適格と認められた場合等で雇用契約書に定める事項に該当するときは、研究所運営委員会の議を経、研究企画推進会議において、その者の採用を取消することができる。

(業務内容・勤務時間)

第6条 RAは研究プロジェクト代表者の指示に従い、研究プロジェクトを効果的に推進するため、当該研究プロジェクトの研究活動に必要な補助業務を行う。

2 RAの勤務時間は、1日8時間以内週16時間以内とし、大学院生として受ける通常の授業・研究指導等に支障が生じないように配慮する。

(手当)

第7条 RAには、手当として時給1,250円を支給する。

2 手当は月払とし、勤務時間により毎月計算した額を支給する。

(その他の手当)

第8条 前条に定める手当以外の手当・交通費・退職金及び賞与は支給しない。

(守秘義務)

第9条 RAは職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(研究成果の公表)

第10条 RAが研究成果を個人名で公表するときは、あらかじめ研究プロジェクト代表者及び研究所長の許可を受けなければならない。

(報告)

第11条 RAは、当該年度終了後に、研究プロジェクトの研究補助業務に係る成果報告書を研究プロジェクト代表者に提出するものとする。

(改廃)

第12条 この細則の改廃は、研究所運営委員会の議を経て、研究企画推進会議において決定する。

付 則

- 1 この細則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この細則の制定により、「研究所の研究活動への大学院生の参加に関する細則」は廃止する。